

# 桐生市・みどり市交通空白地有償運送運営協議会運営指針

平成 20 年 10 月 17 日 制定

## (目的)

第 1 条 この指針は、桐生市黒保根町及びみどり市東町の区域における交通空白地有償運送の安全かつ適切な運営を図るため、桐生市・みどり市交通空白地有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）運営指針（以下「指針」という。）を定める。

## (新規登録における必要性協議の申請)

第 2 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 1 項第 1 号に定める交通空白地有償運送を行おうとする者で、協議会において協議を必要とする場合は、協議会あて「自家用有償旅客運送登録の必要性協議の申請（様式 A）」を提出しなければならない。

## (協議会の協議指針)

第 3 条 法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送者として登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）された者（以下「交通空白地有償運送を行っている者」という。）で、次条から第 8 条に係る申請、届出及び報告の協議会の協議方針は別表のとおりとする。

## (更新登録における必要性協議の申請)

第 4 条 交通空白地有償運送を行っている者で、協議会において更新登録における協議を必要とする場合は、協議会あて「自家用有償旅客運送更新登録の必要性協議の申請（様式 B）」を提出しなければならない。

## (変更登録における必要性協議の申請)

第 5 条 交通空白地有償運送を行っている者で、協議会において登録事項の変更における協議を必要とする場合は、協議会あて「自家用有償旅客運送変更登録の必要性協議の申請（様式 C）」を提出しなければならない。

## (運送の対価として収受する金額変更の協議の申請)

第 6 条 交通空白地有償運送を行っている者で、運送の対価として収受する金額変更の協議を行う場合は、協議会あて「自家用有償旅客運送における運送の対価として収受する金額変更の協議の申請（様式 D）」を提出しなければならない。

## (登録事項変更における届出)

第 7 条 交通空白地有償運送を行っている者で、登録事項の変更を行った場合（ただし、会員として登録された旅客の変更があった場合については、6 ヶ月ごととする。）は、協議会あて「自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書（様式 E）（以下「登録事項変更届出書」という。）を提出しなければならない。

（輸送実績報告及び事故報告）

第 8 条 交通空白地有償運送を行っている者で、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）に基づく報告及び自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に基づく報告を行った場合は、協議会あて「自家用有償旅客運送における輸送実績報告及び事故報告について（様式 F）」により報告しなければならない。

（疑義に対する取扱い）

第 9 条 この指針に定めるほか、協議会の運営に疑義が生じた場合は、協議会に諮ってこれを解決するものとする。

附則

（施行期日）

この指針は、平成 20 年 10 月 17 日から施行する。

附則

（施行期日）

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

桐生市・みどり市交通空白費有償運送運営協議会における協議指針

申請等事項	桐生市・みどり市 交通空白地 有償運送運営協議会		群馬運輸支局処理			
	協 議	事後報告	登録	変 更		事後 報告
				登録	事後 届出	
有償旅客運送の種別（福祉・過疎）	○（増加）	○（減少）	○	○（増加）	○（減少）	
運送しようとする区域	○（増加）	○（減少）	○	○（増加）	○（減少）	
運送しようとする期日又は期間	○（更新）		○			
運送の対価として収受する金額	○					○
運送しようとする旅客の範囲		○			○	
申請者の名称、住所並びに代表者の氏名		○			○	
事務所の名称及び位置		○			○	
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運 送自動車の数及びその種類ごとの数		◎			○	
損害賠償措置		◎				
運転者の数		◎（増加） ○（減少）				
運転者の要件の書類（更新・増加）		◎				
会員として登録された旅客（6ヶ月ごと）		◎				
管理体制及び指揮命令系統 （変更した場合に報告）		◎				
運行管理責任者及び整備管理責任者 （変更した場合に報告）		◎				
事故又は苦情の処理責任者及びその連絡 体制（変更した場合に報告）		◎				
旅客自動車運送事業等報告規則に基づく 報告		○				○
自動車事故報告規則に基づく報告		○				○

※◎は協議会で確認する事項

(様式 A 第 2 条関係)

年 月 日

桐生市・みどり市  
交通空白地有償運送運営協議会主宰者 様

申請者 名 称  
住 所  
代表者の氏名

### 自家用有償旅客運送登録の必要性協議の申請

このたび、自家用有償旅客運送を行いたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

#### 記

#### 1.運送主体及び事業者名

運送主体の名称  
運送主体の代表者  
事業所の名称  
事業所の位置

#### 2.運送の区域

#### 3.旅客から収受する対価

別紙のとおり

#### 4.運送しようとする旅客の範囲

別添 自家用有償旅客運送の登録の申請書のとおり

#### 5.その他必要と認められる措置

自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数、運転者に求められる要件、損害賠償措置、運行管理・整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情処理体制、その他必要な事項は、別添自家用有償旅客運送の登録の申請書のとおり

#### 6.添付書類

自家用有償旅客運送の登録に必要な書類一式

(様式 B 第 4 条関係)

年 月 日

桐生市・みどり市  
交通空白地有償運送運営協議会主宰者 様

申請者 名 称  
住 所  
代表者の氏名

### 自家用有償旅客運送更新登録の必要性協議の申請

このたび、自家用有償旅客運送を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

#### 記

1. 運送主体及び事業者名

運送主体の名称  
運送主体の代表者  
事業所の名称  
事業所の位置

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の有効期間（現行）

年 月 日から 年 月 日まで

4. 運送の区域

5. 旅客から収受する対価

別紙のとおり

6. 運送しようとする旅客の範囲

別添 自家用有償旅客運送の登録の申請書のとおり

7. その他必要と認められる措置

自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数、運転者に求められる要件、損害賠償措置、運行管理・整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情処理体制、その他必要な事項は、別添自家用有償旅客運送の登録の申請書のとおり

8. 添付書類

自家用有償旅客運送の登録に必要な書類一式

(様式 C 第 5 条関係)

年 月 日

桐生市・みどり市  
交通空白地有償運送運営協議会主宰者 様

申請者 名 称  
住 所  
代表者の氏名

自家用有償旅客運送変更登録の必要性協議の申請

このたび、自家用有償旅客運送を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 運送主体及び事業者名

運送主体の名称  
運送主体の代表者  
事業所の名称  
事業所の位置

2. 登録番号

3. 変更しようとする事項

(1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

新	旧

(2) 運送の区域の変更

新	旧

4. 変更予定期日

年 月 日

5. 添付書類

自家用有償旅客運送の変更登録に必要な書類一式

(様式 D 第 6 条関係)

年 月 日

桐生市・みどり市  
交通空白地有償運送運営協議会主宰者 様

申請者 名 称  
住 所  
代表者の氏名

自家用有償旅客運送における運送の対価として収受する金額変更の協議の申請

このたび、自家用有償旅客運送における運送の対価として収受する金額の変更を行いたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1.運送主体及び事業者名  
運送主体の名称  
運送主体の代表者  
事業所の名称  
事業所の位置

2.登録番号

3.自家用有償旅客運送の有効期間  
年 月 日から 年 月 日まで

4.運送の区域

5.変更する運送の対価として収受する金額の内容  
別添のとおり

6.変更予定期日  
年 月 日

(様式 E 第 7 条関係)

年 月 日

桐生市・みどり市  
交通空白地有償運送運営協議会主宰者 様

申請者 名 称  
住 所  
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送において、下記のことについて変更が生じたため、届出いたします。

記

1.運送主体及び事業者名  
運送主体の名称  
運送主体の代表者  
事業所の名称  
事業所の位置

2.登録番号

3.自家用有償旅客運送の種別 交通空白地有償運送

4.変更事項

(1) 協議会確認事項

	事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
	損害賠償措置（事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数に変更が生じた場合）
	運転者の数（増加）
	運転者の要件の書類（更新時又は運転者が増加した場合）
	会員として登録された旅客（6ヶ月ごと）
	管理体制及び指揮命令系統
	運行管理責任者及び整備管理責任者
	事故又は苦情の処理責任者及びその連絡体制

(2) 協議会届出事項

	有償旅客運送の種別
	運送しようとする区域
	運送しようとする旅客の範囲
	申請者の名称、住所並びに代表者の氏名
	事務所の名称及び位置
	運転者の数（減少）

※該当する箇所に○を付す

5.変更日 年 月 日

6.添付書類 別添のとおり

(様式 F 第 8 条関係)

年 月 日

桐生市・みどり市  
交通空白地有償運送運営協議会主宰者 様

申請者 名 称  
住 所  
代表者の氏名

自家用有償旅客運送における輸送実績報告及び事故報告について

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1. 運送主体及び事業者名

運送主体の名称  
運送主体の代表者  
事業所の名称  
事業所の位置

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別 交通空白地有償運送

4. 報告事項

(1) 協議会確認事項

<input type="checkbox"/>	旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告
<input type="checkbox"/>	自動車事故報告規則に基づく報告

※該当する箇所には○を付す

5. 添付書類

群馬運輸支局あて報告書の写し